(j)　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）
(k)　財務諸表類（直前２年度分）令和７・８年度において競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続き（以下「更生手続等」という。）の開始の決定以後に再度の競争参加資格の申請を行う者については、次の(l)～(n)の書類を合わせて添付するものとする。
(l)　更生手続等開始の決定書の写し
(m)　貸借対照表及び損益計算書
(n)　更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

②　契約の種類　測量・建設コンサルタント等
(a)　測量等実績調書
(b)　技術者経歴書
(c)　営業所一覧表
(d)　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）
(e)　登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）
(f)　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の３））
　ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税規則別紙第９号書式（その２）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書、法人である場合は法人税の申告に関する申出書。
(g)　財務諸表類（直前１年度分）

(4)　申請書等の作成に用いる言語等
①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語により記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
②　添付書類のうち金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4　競争に参加することができない者
(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者
(2)　次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑥　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
(3)　建設工事に係る競争については、次の各号の一に該当する者
①　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一の一の２に規定する審査基準日が令和７年６月16日以降のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示第一の一の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）を受けていない者（ただし、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法第３条第１項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については除く。）
②　①に記載する審査を受けている者のうち、３(2)に掲げるいずれかの方法によって申請を行う場合において、建設業法施行規則第21条の４に規定する総合評定値通知を受けていない者
(4)　測量・建設コンサルタント等に係る競争については、営業に関し法律上必要な資格を有しない者

5　競争参加者の資格及びその審査
(1)　競争に参加できる者の資格審査は、別記２の窓口において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行うものとする。
(2)　競争に参加できる者の資格は、上記(1)の合計点により別記３の区分(1)に基づいて格付けをする。
(3)　競争に付そうとする契約の予定価格が、別記３に掲げる範囲（別記３の１～３の(2)をいう。）に該当する競争に参加するためには、原則として、別記３に掲げる等級に格付けされていることを要するものとする。

6　資格審査結果の通知
「等級決定通知書」により通知（郵送）する。

7　資格の有効期間及び更新手続
(1)　競争参加資格の有効期間は、資格を付与された日から令和11年３月31日までとする。
(2)　有効期間の更新手続　上記(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和10年度中に令和11・12年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
各審査部局ホームページにて掲載する。

9　その他
(1)　申請書類（契約の種類：建設工事及び測量等）を提出し、決定された資格は、申請書を提出した審査部局が管轄する地域内の複数の財務省関係機関（財務省本省・財務（支）局・税関・国税庁・国税局）に対して有効である。
(2)　一の地区の財務省関係機関に申請書類を提出した者で、他の地区の財務省関係機関においても資格を得ようとする者は、申請書類の提出に代え「一般競争（指名競争）参加資格者名簿登録申請書」及び「等級決定通知書（写）」を提出すればよいものとする。
(3)　インターネットの使用により申請ができない場合
　次の各号に掲げる場合には、インターネットの使用により申請ができないものとする。
①　契約の種類　建設工事
(a)　申請者が建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合
(b)　申請者が競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が令和７年６月16日以降のものでない場合。さらに、再審査を含めて改正告示により改正された基準による経営事項審査の総合評定値の通知を受けていない場合
(c)　申請者が経常建設共同企業体として申請する場合
(d)　事業協同組合で特例計算を希望する場合
(e)　協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合
(f)　合併会社又は合併と同等と見なし得る営業譲渡を受けた会社で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）
(g)　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合
(h)　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合
②　契約の種類　測量・建設コンサルタント等
　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合
(4)　一の発注機関において、同一業種内での経常建設共同企業体の登録申請及びその構成員が単体企業として行う登録申請については、同時登録を認めない（経常建設共同企業体として登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能。）。